

# 定年の引き上げに関する要求署名

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

政府は、「公務員の定年の引き上げに関する検討会」を設置して議論を行い、2月16日には「これまでの検討をふまえた論点整理」を関係閣僚会議で了承し、人事院に対して「職員の分限及び給与に関する事項」についての見解を示すよう要請しました。

年金支給開始年齢の段階的な繰り下げのもと、65歳支給開始となる定年退職者ができるまであと4年しかなく、雇用と年金の確実な接続は緊急の課題です。一方で、公務職場で働く多くの職員は、長時間過密労働により長く働き続けることへの不安を抱えています。

したがって、質の高い公務・公共サービスを維持していくためには、高齢層職員がやりがいと誇りをもって長年培ってきた豊富な職務経験や専門性を活かすことができる制度とともに、安心して働き続けることができる職場環境を整備することが求められます。

以上のことから、政府として以下の切実な要求の実現にむけ、責任ある対応を求めます。

## 【私たちの要求】

### 1. 雇用と年金の確実な接続をはかるため以下の要求を実現すること。

- ① 定年年齢を65歳に引き上げること。
- ② 職務給原則にもとづき、年齢のみを理由とした賃下げはおこなわないこと。
- ③ 60歳以降で退職した場合は、現行の60歳定年時に支給される退職手当を下回らないこと。
- ④ 短時間勤務制度を創設し、フルタイム勤務との相互転換が可能な制度とすること。
- ⑤ 65歳まで働くことが困難な職種には特別の措置を検討すること。
- ⑥ 役職定年制の画一的な導入は行わず、慎重に検討すること。

### 2. 再任用制度について以下の要求を実現すること。

- ① 再任用職員の賃金は、職務と生活実態に見合うよう大幅に引き上げること。
- ② 一時金の支給月数を改善するとともに、生活関連手当を支給すること。
- ③ 当分の間、再任用制度は併置すること。

### 3. 定員管理の柔軟な運用を行い、希望者全員のフルタイム再任用を保障するとともに新規採用者を確保すること。同時に財源を措置すること。

氏 名	住 所

※お預かりした個人情報、政府への要請以外に使用しません（2018年）

# 公務労働者の賃金・労働条件の改善を求める署名

人事院総裁 一宮 なほみ 殿

公務労働者の賃金は、民間労働者にも波及し、地域間格差の拡大が地域経済に大きく影響しています。景気を回復するためにも労働者の賃上げが重要であり、公務員賃金の社会的影響力を考えれば、積極的かつ大幅に改善することが求められます。

さらに、初任給の改善、年金支給まで生活維持が可能な再任用職員の賃金水準の確保、処遇が劣悪な臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善と均等待遇の実現、休暇制度の拡充、長時間・過密労働の是正なども待ったなしの課題であり、安心して働き続けられる職場をつくるために人事院の役割発揮がきわめて重要です。

労働者・国民が安心して働き暮らせる社会を実現し、良質で安定した公務・公共サービスを提供するため、18年人事院勧告において以下の要求を実現するよう求めます。

## 【私たちの要求】

1. 初任給をはじめすべての公務労働者の生活と労働実態に見合う大幅な賃金改善をおこなうこと。また、職務給の原則にもとづき、賃金の地域間格差を是正すること。
2. 臨時・非常勤職員の雇用の安定と均等待遇をはかり、ただちに賃金の時間額を全国どこでも最低 1,000 円以上に引き上げること。また、夏季休暇をはじめ休暇制度を拡充すること。
3. 再任用職員の賃金は、職務と生活実態に見合うよう大幅に引き上げること。また一時金の支給月数を改善するとともに、生活関連手当等を支給すること。
4. 雇用と年金の確実な接続をはかるため以下の要求を実現すること。
  - ① 定年年齢を 65 歳に引き上げること。
  - ② 職務給原則に基づき、年齢のみを理由とした賃下げは行わないこと。
  - ③ 短時間勤務制度を創設し、フルタイム勤務との相互転換が可能な制度とすること。
  - ④ 65 歳まで働くことが困難な職種には特別の措置を検討すること。
  - ⑤ 役職定年制の画一的な導入は行わず、慎重に検討すること。
5. 「子の看護休暇」や「育児時間」などの対象年齢を引き上げるなど、育児・介護休暇制度をはじめ両立支援制度の拡充をはかること。
6. 長時間過密労働の是正、超過勤務の縮減にむけ、実効ある対策をはかること。
7. 実効あるメンタルヘルスやハラスメント対策をおこなうこと。

氏名	住所

※お預かりした個人情報、政府への要請以外に使用しません（2018年）